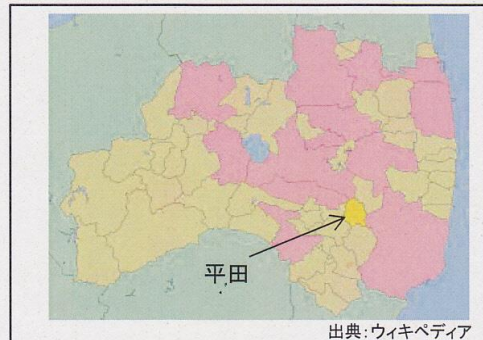


(表紙)

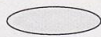
平 田 村 森 林 整 備 計 画	平田村森林整備計画 (令和5年度変更)
福 島 県	計画期間 自 令和 2年 4月 1日 至 令和12年 3月31日
平 田 村	福 島 県 平 田 村

平田村位置図



出典:ウィキペディア



凡例	
市町村界	—
国有林	
民有林	

目 次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	P 5
2	森林整備の基本方針	P 5 ~ P 6
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P 6 ~ P 7
II	森林の整備に関する事項	
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P 7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 7 ~ P 8
3	その他必要な事項	P 8
第 2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	P 8 ~ P 10
2	天然更新に関する事項	P 10 ~ P 11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 11
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の 命令の基準	P 11
5	その他必要な事項	P 11 ~ P 12
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間 伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 12
2	保育の作業種別の標準的な方法	P 12 ~ P 13
3	その他必要な事項	P 13 ~ P 14
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業方法	P 14 ~ P 15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区 域及び当該区域における森林施業の方法	P 15
3	その他必要な事項	P 16
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための 方策	P 16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P 16
5	その他必要な事項	P 16
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 17
4	その他必要事項	P 17

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・ P 17
- 3 作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・ P 19
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・ P 19

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・ P 19
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～P 20
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・ P 20
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 3 保健機能森林の区域における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・ P 20～P 21
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- 6 森林管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、福島県の南部に位置し、総面積 9,342ha、民有林面積は 4,364ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 2,137ha ある。民有林の人工林率は 49.0%であるが、人工林は各地に分散しており施業の共同化がしにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源涵養^{かん}、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本村においても、森林所有者の意識の高揚を図り、公益的機能が十分発揮しうる健全な森林の整備を必要としている。

また、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

地場産業の振興（採石業）及び産業廃棄物処理場の建設等、森林の開発の進む今日、水資源の確保、山地災害の防止等（森林の利用、保育等）、放射性物質の除去、風評被害払拭が重要な課題となってきた。

本村において、平成元年「青空と緑のふるさと平田村」実現のため、その存立基盤である自然環境を保全し、自然と調和した土地利用計画を図り、住民生活の快適な環境を確保することを目的として、「平田村環境をよくする条例」を制定し、村の環境を守っていく考えを明らかにした。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する村民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱対策を推進するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込む、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災

害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地について、縮小及び分散を図る。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

利用者等への影響を踏まえ、放射性物質に関する技術開発や知見の集積を図り、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等推進することを基本として、将来に渡り育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。なお、更新に当たっては花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に努めるものとする。

また、放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

３ 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内

容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種							
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本村全域	45 年	50 年	40 年	40 年	55 年	15 年	65 年	20 年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的な配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設けることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林について、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。

また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所

所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ等	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、村の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	1,500～3,000	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数です。 樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然的条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとする。
ヒノキ	1,500～3,000	
アカマツ	5,000	
カラマツ	1,500～2,500	
広葉樹	1,500～6,000	

注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注2) 上記の標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、村の林務担当課等又は林業普及指導員に相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角 30°以上の傾斜地においては、ある程度の高さで伐った広葉樹等の切り株を利用して、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにする。
植付けの方法	○植付け地点を中心に、周囲 60～70 cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40 cm四方、深さ 25～30 cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○コンテナ苗を活用し、造林を進める。
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、クロマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めていることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新

するものとする。ただし、択伐については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新する。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待本数は下表のとおり。

樹 種 名	期 待 成 立 本 数
アカマツ、モミ等	10,000本/ha
クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○芽かきは、ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを一株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行う。

<立木度>

幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、（３）に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度３（ただし、周辺の植生に草丈を超える樹高以上ものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成２４年８月１６日付け２４森第９０５号）によるものとする。

（３）伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

３ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成２４年３月３０日付け２３林整計第３６５号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲１００ｍ以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。 ただし、その場合、２の（２）のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は、植栽等を求めるものとする。

４ 森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

１の（１）による。

イ 天然更新の場合

２の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が５年生時点で生育し得る最大の立木の本数は１ｈａ当たり概ね１０，０００本とする。

また、更新すべき本数は１ｈａ当たり概ね３，０００本以上とする。

５ その他必要な事項

ア スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会問題になっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するものとする。

イ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するためコンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

ウ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林再生を図るものとする。また、きのこ原木林の再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等を踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期 (林齢)					標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	中仕立て (3,000 本/ha)	14	19	25	32	40	・選木は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐時期は、左記の林齢を基準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うものとする行うこと。 ・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める
ヒノキ	中仕立て (3,000 本/ha)	19	24	30	40	—	
アカマツ	中仕立て (5,000 本/ha)	17	21	26	32	39	
カラマツ	中仕立て (2,500 本/ha)	16	21	26	31	40	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉がお互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度が翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△						
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△						
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△						
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△						

つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ												○ ○		○
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ								△ △		△	○ ○		○ ○	△
枝打	スギ ヒノキ									△ △			○ ○		

保育 の 種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数					標準的な方法	備考
		16	17	18	19	20		
下刈	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りも終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						下刈終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	△					下刈り終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有能なものは保残し育成する。 実施時期は8～10月頃を目安とする。	
枝打	スギ ヒノキ	○ ○				○ ○	経営の目的、樹種の特長、地位及び地利等を考慮して行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	

(注1) ○は年1回実施、△は必要に応じ実施するもの。

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用する。

3 その他必要な事項

森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。

この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の

管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は契約に基づき、スギ及びその他樹種 80 年、ヒノキ 90 年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6 年生(春植え)～7 年生(秋植え)まで実施
除伐	3～4 齢級(13 年生、18 年生)で 1 回(雑木の繁茂が著しい場所にあっては 2 回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの 3～4 齢級を 4 m 以内で 1 回実施
保育間伐	5～7 齢級(30 年生)の林分を対象に間伐率は 30%で 1 回実施
利用間伐	8 齢級以上(40 年生、50 年生、65 年生)の林分を対象に間伐率 30%で 1 回実施(補助事業に該当する場合に限る)

上記 1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、計画期間内(前期 5 年間)において間伐を実施する。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業方法

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎の伐期齢の下限を標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表 2 のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本村全域	55年	60年	50年	65年	25年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境形成の機能又は、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源^{かん}涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表 1 により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表２のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、下表のとおりとする

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本村全域	90年	100年	80年	110年	30年	40年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ①地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壤からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壤からなっている箇所等の森林等
- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表１のとおり

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

- 3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
平田村における安定的な林業経営に確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。
また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。
このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林の施業又は経営の受委託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。
また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。
加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

- 5 その他必要な事項
特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
本村の森林所有者は、5ha未満の小規模所有者が多くを占めているので、森林施業を計画的、重点的に行うため、村、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備すると共に、各集落に集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での施業の共同委託が図られるよう推進するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本村で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であると考え。そのため、施業の共同化による省経費化、施業回数の増加等による、合理的な林業経営を推進する必要がある。

また、施業実施協定の締結も視野に入れ、造林、保育及び間伐等の施業を森林組合に委託することにより、計画的な施業を森林組合に委託し、計画的な施業が図られるよう推進するものとする。

3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと
- (3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	(車両系作業システム)	30 以上	80 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	(車両系作業システム)	23 以上	62 以上	85 以上
	(架線系作業システム)		2 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	(車両系作業システム)	16 以上	44 〈34〉 以上	60 〈50〉 以上
	(架線系作業システム)		4 〈0〉 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ～)	(架線系作業システム)	5 以上	0 以上	5 以上

(注1) 地域森林計画に定める「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」に適合する路網密度を記載する

〈注2〉「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線 (m)	対図番号	備考
5, 7～11 林班	667.1			

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に基づき、開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本村の林家の大部分は、経営規模が5ha未満の零細所有者であり、さらに保有森林も若齢林が多いため、生産性が低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業道等の路網整備によるコストの低減及び労働強度の軽減を図るものとする。

また、林業機械の積極的導入を図り、作業の効率化を努める一方で、森林組合の作業班の編成を拡充することにより、体質改善を図り、組合員と密着した組合としての機能を十分に発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び作業班の雇用の通年化と労働条件の近代化を図るよう推進するものとする。

放射性物質対策としては、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講ずるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒		伐倒 チェーンソー	伐倒 チェーンソー、ハーベスタ、
造 材		造林 チェーンソー	フェラバンチャ、
集 材		集積 バックホー(グラップル付) トラクター(ワイヤー引き)	造林 プロセッサ、グラップルソー 集積 スキッド、タワーヤーダ、グラップル
造 林	地拵え	チェーンソー	チェーンソー
	下刈り	刈払い機	刈払い機
保育等	枝打ち	人力(ナタ、ノコギリ)	人力(ナタ、ノコギリ) 自動枝打機

(2) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の	現 状 (参 考)			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	鴫子	270 m ²					
道の駅ひらた	上蓬田	400 m ²					

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

該当なし

イ 捕獲

特になし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

松くい虫等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と

拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする

保全すべき森林は別表 3 のとおり。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、村、森林組合、森林所有者等で連携し、被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを図るものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

村の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第 21 条及び「平田村火入れに関する条例」により許可の手続きを行う

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
平田村	—	2～5林班、10～16林班、20～23林班	

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進・病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備
該当なし
- (2) 立木の期待平均樹高
該当なし

4 その他必要な事項
特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
蓬田	1~18	2131.88 ha
小平	19~53	2351.97 ha

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における、主伐後の植栽。
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法。
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。
- エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

村外所有者が、森林経営計画に基づく施業の確認等を行ったり、定住化するために、必要な生活環境の整備を図る。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村では、森林組合、森林所有者が一体となり計画的な森林整備を行えるよう各種補助事業や助成金事業を導入し、保育や間伐等の施業を今後も積極的に支援していくことで、地域振興の重要な柱である雇用対策を推進する。

また、地域振興の施設整備として、森林公園「ジュピアランドひらた」や教育の森公園などの再整備や県産材利用による各種事業を実施しながら、同公園で毎年行われる地域振興交流イベント等を介して「森林とのふれあいの場」をテーマに、森林の持つ豊かさと人と森の共生を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種 類	現 状（参考）		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
ジュピ アランド ひらた	蓬田新田地区	野鳥観察広場 0.5ha キャンプ場 0.5ha 林間広場 1.0ha 遊歩道 約2.9km (蓬田岳山頂まで) ウッドデッキ 1基 丸太小屋 1棟			▽ 1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当なし

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～10 林班、15～19 林班、26～28 林班、30～33 林班、37 林班、39～40 林班、43～48 林班、51～53 林班	3240.49
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8 林班 84 小班、11 林班 64～65 小班、19 林班、26 林班	174.03
快適な環境の形成の機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5 林班、7～11 林班	660.04
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	

【別表 2】

施業方法	森林区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	別表 1 のとおり	3240.49
長伐期施業を推進すべき森林	8 林班 84 小班 11 林班 64、65 小班	4.10
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	別表 1 の土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のとおり
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

【別表３】保全すべき森林区域

（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
平田地区	—	1 林班	

(別紙2)

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
実 数 (人)	2005 年	7,538(95.3%)	3,746	3,792	1,088	572	516	1,296	661	635	1,244	659	585	2,121	1,143	978	1,789	711	1,078
	2010 年	6,921(91.8%)	3,454	3,467	912	476	436	1,154	629	525	1,061	568	493	2,224	1,207	1,017	1,700	687	1,013
	2015 年	6,505(93.9%)	3,197	3,308	752	382	370	826	450	376	1,005	554	451	1,991	1,033	958	1,931	778	1,153
構成比 (%)	2005 年	100.0	49.7	50.3	14.4	15.3	13.6	17.2	17.6	16.7	16.5	17.6	15.4	28.1	30.5	25.8	23.7	19.0	28.4
	2010 年	100.0	49.9	50.1	13.2	13.8	12.6	16.7	9.1	7.6	16.7	18.1	15.2	32.1	34.8	29.4	24.6	19.9	29.2
	2015 年	100.0	49.1	50.9	11.6	11.9	11.2	12.7	14.1	11.4	15.4	17.3	13.6	30.6	32.3	29.0	29.7	24.3	34.9

資料：平成27年度国勢調査

※総計の()は隔年時の比率。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農 業	林 業	漁 業	小 計	うち木材・ 木製品製造業		
実 数 (人)	2005 年	4,241	1,000	25	0	1,025	1,822	－	1,388
	2010 年	3,727	718	35	0	753	1,555	－	1,308
	2015 年	3,508	512	36	0	548	1,464	－	1,381
構成比 (%)	2005 年	100.0	23.6	0.6	0	24.2	43.0	－	32.7
	2010 年	100.0	19.2	0.9	0	20.2	41.7	－	35.0
	2015 年	100.0	14.6	1.0	0	15.6	41.7	－	39.3

資料：平成27年度国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地 面 積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林野面積			その他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森林	原野		
						果樹 園	茶園	桑園						
実 数 (ha)	2005 年	9,353	1,150	712	433	4	-	-	-	0	5,833	5,777	56	2,370
	2010 年	9,353	1,106	668	438	2	-	-	-	－	5,791	5,735	56	2,456
	2015 年	9,353	935	604	331	2	-	-	-	－	5,837	5,781	56	2,579
構成比 (%)	2005 年	100	12.30	7.61	4.63	0.04	-	-		0.00	62.37	61.77	0.60	25.34
	2010 年	100	11.83	7.14	4.68	0.02	-	-	-	-	61.92	61.32	0.60	26.26
	2015 年	100	10.00	6.46	3.54	0.02	-	-	--	-	62.41	61.81	0.60	27.57

資料：2005・2010・2015年農林業センサス

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工事・事 業場用地	住宅・別 荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2005 年	-	-	-	-	-	-	-
2010 年	-	-	-	-	-	-	-
2015 年	-	-	-	-	-	-	-

資料：2005、2010、2015年農林業センサス

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

所有形態	総面積 面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	人工林率 (B/A)
総 数	5,646ha	100.0%	5,482	2,849	2,633	50.1
国 有 林	1,353	24.0%	1,207	712	495	52.6
公 有 林						
計	65	1.2	64	49	15	75.4
都道府県有林	18	0.32	18	17	1	94.4
市町村有林	42	0.74	42	28	14	66.7
公社造林	4	0.1	4	4	0	100
その他	1	0.02	0	0	0	0
私 有 林	4,299	76.1	4,211	2,088	2,123	48.6

資料：平成30年福島県森林・林業統計書（平成29年度）

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在（市町村）者 面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県 内	県 外
実 数 ha	2005 年	－	－	－	－	－
	2010 年	－	－	－	－	－
	2015 年	－	－	－	－	－
構成比 %	2005 年	－	－	－	－	－
	2010 年	－	－	－	－	－
	2015 年	－	－	－	－	－

資料：2005・2010・2015年農林業センサス

③ 民有林の齢級別面積

齢級別 区分	総 数	1・2 齢級	3・4	5・6	7・8	9・10	11 齢級以上
民有林計	4,398ha	28ha	250ha	300ha	759ha	1,216ha	1,845ha
人工林	2,080ha	11ha	21ha	69ha	371ha	723ha	885ha
天然林	2,318ha	17ha	229ha	231ha	388ha	493ha	960ha
(備考)							

資料：平成26年度調整 森林資源構成表（阿武隈川森林計画区）

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～3ha	373	10～20ha	64	50～100ha	0
3～5ha	150	20～30ha	8	100～500ha	0
5～10ha	125	30～50ha	3	500ha 以上	0
総 数					723

資料：2010年農林業センサス

⑤ 林道の状況

区 分	路 線 数	延 長	林道にかかる 利用区域面積	林道密度
民有林林道	15 本	16,772 km	4,484ha	3.70m/ha

資料：平成30年福島県森林・林業統計書（平成29年度）

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		20,399
内 訳	第1次産業	1,724
	うち林業 (B)	50
	第2次産業	8,196
	うち木材・木製品製造業 (C)	0
	第3次産業	10,409
B+C/A		0.2%

資料：平成28年度福島県市町村民経済計算年報

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	20	561	206,260
うち木材・木製品製造業 (B)	0	0	0
B/A	0%	0%	0%

資料：平成30年工業統計表「市区町村編」

(6) 林業関係の就業状況

区 分	組合・ 事業者数	従業者数		備 考
			うち 作業員数	
森林組合	1	90	64	(名称：ふくしま中央森林組合)
生産森林組合	—	—	—	
素材生産業	3	26	21	
製材業	1	2	2	
合 計	5	118	87	

(7) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	—	—	—	—	—	—	
モノケーブル	—	—	—	—	—	—	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	—	—	—	—	—	—	無線操縦による寄与機
自走式搬器	—	—	—	—	—	—	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	—	—	—	—	—	—	林内作業車
ホイールトラクタ	—	—	—	—	—	—	主として索引式集材用
動力枝打機	—	—	—	—	—	—	自動木登式
トラック	—	—	—	—	—	—	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	—	—	—	—	—	—	グラップル式のクレーン
クレーン 運材機能なし	—	—	—	—	—	—	トラッククレーン、ホイールクレーン
クレーン 運材機能あり	3	—	3	—	—	—	クレーン付きトラック
運材車	5	—	5	—	—	—	
グラップル	2	—	2	—	—	—	
クローラタイプトラクター	—	—	—	—	—	—	林内で集材等の作業を行うクローラタイプのもの
ショベル系掘削機械	—	—	—	—	—	—	搬出、育林用等に係わる土工用
計	—	—	—	—	—	—	
(高性能機械)	—	—	—	—	—	—	
フェラーバンチャー	—	—	—	—	—	—	
スキッダ	—	—	—	—	—	—	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー	2	—	2	—	—	—	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	1	—	1	—	—	—	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	6	—	6	—	—	—	積載式集材車両
タワーヤーダー	—	—	—	—	—	—	タワー付き集材機

資料：平成30年度林業機械の保有状況調査（農林事務所提供）。

(8) 林産物の生産状況

	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	木炭	乾しいたけ	生シイタケ
生産量	7,130 m ³	-m ³	-千本	-kg	350 kg	-kg	1 t
生産額（百万円）	-	-	-	-	-	-	-

資料：平成30年福島県森林・林業統計書（平成29年度）

(9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
—	該当なし	—	—

(10) その他必要なもの
特になし